

昭和三十三年一月二十八日発行

編集発行人 神戸大学庶務課長

発行所 庶務課調査掛

○神戸大学当直規則中一部改正

神戸大学当直規則の一部を次のように改正する。

昭和三十三年一月二十二日

神戸大学長

才三条を次のように改める。

才三条 当直勤務の直接監督者は、別表のとおりとする。ただし、六甲台学会の火災および盗難防止に関する事項については、会計課長が直接監督にあたるものとする。

(別表)

当直勤務の直接監督者

六甲台学会 才一当直 庶務課長

才二当直 経済経営研究所事務長

才三当直 経済学部事務長

教育学部 教育学部事務長

教育学部明石分校 教育学部明石附属学校長

御影学校 文学部、理学部、御影分校の当番事務長

工学部 工学部事務長

姫路分校 姫路分校事務長

附則

この附則は、昭和三十三年一月二十二日から施行する。